

東北文教大学人間科学部留学生別科科目等履修生に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、東北文教大学人間科学部留学生別科規程第19条第2項の規定に基づき、留学生別科科目等履修生（以下、「別科科目等履修生」という）に関し必要な事項を定める。

(基礎資格)

第2条 別科科目等履修生の受け入れに関する基礎資格は、下記のいずれにも該当する者とする。

- 1 学校教育における12年の課程を修了した者またはこれと同等以上の学力があると認められる者
- 2 出入国管理及び難民認定法において、在留資格に支障のない者
- 3 科目履修に十分な日本語能力を有している者

(履修の制限)

第3条 1セメスターに履修できる単位数は10単位までとする。

(人 員)

第4条 受け入れ人数については、本学別科の教育に支障がない限りにおいて若干名とする。

(手 続)

第5条 別科科目等履修生を希望する者は、検定料を添えて次の手続きをとらなければならない。

- (1) 別科科目等履修生願書 所定用紙
- (2) 健康診断書 所定用紙
- (3) 最終卒業学校の卒業証明書及び卒業証明書の日本語又は英語訳
- (4) 日本語能力を証明するもの
- (5) 在留カードの写し
- (6) 検定料 10,000円

(出願期間)

第6条 出願期間は、前期開講科目は、2月1日～2月28日、後期開講科目は、7月1日～8月31日とする。

(選考方法)

第7条 選考方法は書類選考及び面接による。

(履修の許可)

第8条 本学別科の教育に支障がない限り、別科において選考を行い、教授会の審議を経て学長が許可する。

(入学手続)

第9条 受け入れを許可された者は、指示された期日までに、次の手続きをとらなければならない。

- (1) 入学金 10,000 円
- (2) 履修料 1 単位につき 15,000 円

2 入学金については、「外国人留学生の受け入れに関する協定」等を締結している協定校からの履修生の場合は免除する。

(単位の授与)

第10条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与えることができる。

なお、試験等に関する事項は、東北文教大学単位認定試験に関する規程を準用する。

(規程の改正)

第11条 この規程の改正は、教授会の審議を経て、学長が行う。

附 則

本規程は、令和6年4月1日から施行する。